

Boulder Park Base Camp 東村山店 店舗利用規則

Boulder Park Base Camp 東村山店 店舗利用規則(以下「本規則」という。)は、Boulder Park Base Camp 東村山店(以下「本施設」という。)の店舗利用上の規則を定めるものとします。

第1条 (施設利用上の規則)

利用者(Base Camp Members の会員に限らない)は、本施設を利用する上で、次のことを遵守すること。

- (1) クライミング未経験者は、クライミングの危険性や安全管理を含めた基本的な事項について、本施設のインストラクションを受講するか、あるいはそれと同等の講習を受講し、本施設を利用すること。
- (2) クライミングエリア内では、自らの行動によって、自らや他者が怪我をしないようにするため、また他者の行動によって自らが怪我を被ることがないようにするため、自らの行動及び周囲の状況に常に気を配ること。
- (3) 自己責任の原則において、各々が自らの安全を確保するよう努めること。
- (4) クライミングウォールに、手掛かりや足掛かりになる「ホールド」と呼ばれる石が取り付けられていますが、そのホールドの性質上、まれに突然回転したり、ホールドが破損したりして落下する可能性があります。また、登っている人の墜落や、登っている方の持ち物が落下する場合がありますため、クライミングエリア内では、常に頭上に注意し、登っている人の下には入らないこと。
- (5) 飲酒して登らないこと。
- (6) 健康状態やその日の体調がすぐれない場合は、ただちに本施設の利用を中止すること。
- (7) 妊娠している方は、医師と相談し施設を利用すること。
- (8) 本施設利用中に怪我をした場合は、施設スタッフに知らせること。
- (9) 爪が伸びすぎた状態で登ると危険なため、適切な短さにすること。
- (10) 長髪の方は、髪の毛がホールドやロープなどに巻き込まれる危険性があるため、束ねるなどの事故防止対策をすること。
- (11) 指輪、時計、イヤリング、携帯電話等、自身の怪我の危険性や落下による他者の怪我の危険性があるものは、身に付けて登らないこと。
- (12) クライミングウォール末端部等は、トゲがある箇所や釘が出ている箇所があるため掴まないこと。

- (13) ホールドの緩みや異常に気がついた場合は施設スタッフに知らせること。
- (14) 上半身裸や素足で登らないこと。
- (15) 本施設が認めた場合を除き、長時間同じ壁を占領しないこと。
- (16) 先行するクライマーのルート(課題)を確認し、登ろうとするルートと交錯したり、接近したりする場合には、登らないこと。また、クライミング中に他のクライマーと交錯したり、接近したりする可能性に気付いた場合には、直ちにクライミングを中止すること。
- (17) キャップ付きの飲み物や食事以外の軽食を除き、飲食は行わないこと。

第2条（中学生、小学生以下についての規則）

中学生の利用者およびその保護者や引率者は、本施設の利用にあたり、次のことを遵守すること

- (1) 中学生以下の利用者について、原則として保護者または一時的に監督者となる者が同伴し、利用者を常に監督すること。
- (2) 中学生以下の利用者は、学年に応じて別途定められた退店時間までに退店すること。

第3条（ボルダーエリアの規則）

利用者は、本施設のボルダーエリアを利用する上で、次のことを遵守すること。

- (1) ボルダーウォールには、墜落時の衝撃を緩和するため、厚みのあるマットを設置していますが、墜落時の体勢を一つ間違えれば、怪我をする場合があります。また、マットとボルダーウォールの間には隙間があり、そこに墜落した場合や、マットを飛び越えるような墜落をした場合は衝撃が吸収されず怪我をする場合があります。このように、完全な安全確保が整っているということではないことを認識して利用すること。
- (2) マットには、原則としてクライマーのみが上がるものとし、やむを得ずマットに上がる場合にはクライマーに注意をして速やかに下りることとする。マットの上には座らないこと。登っていない時はマットの外で待機し、登っている人を注視するとともに、登っている人の後ろや下には入らないようにすること。
- (3) マットへの着地は、下に人や障害物がないか確認し、膝のクッションを使い両足で着地するように努めること。足裏以外、背中や胸などで着地すると非常に危険です。
- (4) 登る前に、先に登っている方の登る方向を確認し、壁内で重ならないように登ること。また、墜落ポイントが同じだった場合、接触事故に繋がるため、クライミング中は常に他の方と3メートル以上の間隔をあけること。

- (5) ボルダールウォールの状況を常に把握し、利用者同士コミュニケーションを取り、譲り合いながら順番に登ること。
- (6) 壁の上部は、高さがあり危険なため、上部より飛び降りないこと。壁の上部から降りる場合は、持ちやすいホールドを使い、ある程度低い高さまでつたい降りてマットへ着地すること。

第4条（規則の改正）

原則として本施設は1ヶ月前までに利用者に告知することにより、本規則を改正することができ、改正した本規則等の効力は、全利用者に及ぶものとします。

第5条（告知方法）

本規約における利用者への告知の方法は、本施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

株式会社 Base Camp
制定 2023 年 10 月 1 日